

令和5年 第2回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和5年2月27日(月) 午後1時30分～午後2時32分

2 開催場所 安中市役所第305会議室

3 出席委員 (17人)

出席者	1番 宇佐美幸雄	2番 山田 茂	3番 竹内 佳重
	4番 宮口 太郎	5番 森泉壽義雄	6番 井上 豊
	7番 芝崎 篤子	8番 眞砂 幸光	9番 神宮 俊夫
	10番 戸塚 勉	11番 橋本 一男	12番 武井 洋一
	13番 田中 正明	14番 中山 範雄	15番 金井 亮
	16番 伏田 再子	17番 丸山 征二	

4 欠席委員 (なし)

5 議事日程

日程第 1 議事録署名人の指名について

日程第 2 会務の報告について

日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

日程第 4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

日程第 5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

日程第 6 議案第4号 安中市登録空家等に付随する農地の指定申請について

日程第 7 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

日程第 8 議案第6号 農用地利用配分計画の意見について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	山田 幸則	庶務兼農業振興係長	新井 雅彦
農地係長	新部 俊之	農地係	真下 貴光
農業振興係	五十貝 遼		

会議の概要

議長 ただいまから令和5年第2回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は17名中17名全員であります。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名することにご異議ありませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認め、4番宮口太郎委員・13番田中正明委員の両君を指名します。なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、会務の報告をいたします。

日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請案件の番号7番及び、4ページを御覧ください。農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請案件の番号1番でございますが、申請人より、令和5年2月22日付で農地法許可申請等取下げ願の提出がありましたので、ご報告いたします。取下げ願による5条許可申請の番号7番及び計画変更の番号1番については欠番とさせていただきますので、併せてよろしく願いいたします。

令和5年1月25日開催の第1回総会で許可相当の議決案件、農地法第4条関係2件、5条関係9件につきましては、令和5年2月16日付で許可書を交付しました。

現況証明の2月分の取扱いについてですが、1件、1筆の申請があり、転用許可の目的どおり利用されていることを確認し、証明書を交付しました。

安中市家族経営協定調印式が2月3日に安中市役所303会議室で開催され、丸山会長が立会人として出席をしました。

ぐんま農業委員会女性ネットワーク第12回総会が2月13日に前橋市のJAビルで開催され、芝崎委員が出席しました。

群馬県農業会議の第11回常設審議委員会が2月16日に前橋市のJAビルで開催され、丸山会長が出席しました。

西部地区農村女性フォーラムが2月20日に高崎合同庁舎で開催され、伏田委員が参加しました。

報告は以上となります。

議長

次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題といたします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和5年2月27日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第1号、農地法第3条の申請は、議案書1ページ記載の3件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

2番。

2番委員 2番です。議案第1号、農地法第3条の3番です。これは、道が近所に広がるので、その代替ということで問題ないかと思われれます。

以上です。

議長 ほかにありますか。

1番。

1番委員 1番です。農地法3条の2番になります。特にここに関しては、2号に規定しているところの違反はないと思いますので、許可相当だと思いますので、よろしくどうぞお願いをいたします。

議長 ほかにありますか。いいですか。

委員 なし。

議長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第1号につきまして、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、2班に1番から3番の3件、以上合計3件を付託します。

次に、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。併せて、事前現地調査の概要についても説明をお願いします。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和5年2月27日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

なお、2月21日に実施されました申請地面積1,000平米以上と営農型太陽光発電用地案件に係る4条、5条の申請5件の現地調査結果につきまして、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨をご報告させていただきます。

議案第2号、農地法第4条の申請は、議案書2ページ記載の7件です。受理した申請書は農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

5番。

5番委員 5番です。議案2号、4条関係ですが、5番、6番です。これは農地改良ということで、結構進めておるのですが、どうも土砂の集まりが悪いのですかね、ちょっと遅れている様子です。重機もずっとあそこへ置きっ放しになっていますし、土砂も積んではあるのですが、どうもあともう数か月欲しいということですので、やむを得ないと思っております。

以上です。

議長 ほかにありますか。

10番。

10番委員 10番です。議案第2号、農地法第4条の7番ですけれども、これは令和4年4月に営農型太陽光発電用地として許可を受けた事業者の名称変更でございまして、特に問題ないとも考えます。

議長 ほかにありますか。

1番。

1番委員 1番です。農地法4条の申請の1番、2番、2点あります。1番のほうは、つい先日申請者が新しく土地を購入したところ、そのうちの納屋の部分が農地転用がしてなくて、訂正の是正だという話です。

それと、2番は、申請者の方の自宅の前、本当に真ん前なので、特に問題はないと思いますので、よろしく願いをいたします。

議長 ほかにありますか。

15番

15番委員 議案第2号、農地法4条の4番です。この場所は、この隣、西側、既に事務所

用地として使っているのですが、この場所が是正したいということで、始末書も出ているということで、周辺の農地には特に支障ないということで確認しておりますので、特に問題ないかと思えます。

議 長 ほかにありますか。

17番委員 なければ17番から。議案第2号、農地法4条の3番になります。こちらは、周辺は全て宅地であり、この土地は自分の宅地との地続きでありまして、始末書も添付されておりますので、よろしくご審議お願いします。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第2号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1班に1番から3番の3件、3班に4番から7番の4件、以上合計7件を付託します。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和5年2月27日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第3号、農地法第5条の申請は、議案書3ページ記載の7件になります。

受理した申請書は農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

3番。

3番委員 3番です。農地法第5条の8番です。この土地については、以前から駐車場用

地で使っていたのですけれども、周りの田んぼとか問題ないところでございますので、また3種農地でありますので、問題ないと思われます。よろしくお願ひします。

議 長 ほかにありますか。

11番。

11番委員 3号議案、5条関係の3番ですが、この申請地は〇〇、申請地の道路を挟んだ西方に〇〇、それから東方は〇〇というので〇〇があるところ。南方、前のほうには〇〇があるところの場所なのですが、3種ということで特に問題はないと思われます。よろしくお願ひいたします。

議 長 ほかにありますか。

10番。

10番委員 10番です。議案第3号、農地法第5条、2番案件でございますが、これは譲渡人が高齢のため耕作が難しいので、譲受人に贈与するということでございます。譲受人の建物のすぐ隣でございました。問題ないと思ひます。

議 長 ほかにありますか。

7番。

7番委員 7番です。議案第3号、農地法第5条の4番と5番と6番です。4番と5番に関しましては現地で確認したのですけれども、周りがぐるっと民家が囲まれていて、北側は道があるのですけれども、車が通るのは難しいような細い道があるような現場で、4番も5番もこの土地に隣接しているところなので、庭とか家庭菜園用地としては適地ということで、特に問題ないかと思ひます。

6番に関しましては、こちらの土地の東側はもう既に太陽光のパネルが設置されていますので、同じ会社かどうか分からないのですけれども、拡張するというような形であれば特に問題ないのかなと思ひました。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

12番。

12番委員 12番です。5条関係の1番です。申請地につきましては、以前に他の事業者の工場、また駐車場用地として使用されていまして、宅地並み課税の対象地でございました。今般新たに同じ状態で購入希望者が決まりまして、譲渡手続を進めるに当たりまして、登記上の地目が未申請であったために、今回転用の許可申請が出されたものでございます。始末書もついております。今後、木材の

貯蔵所及びまた木材チップの製造工場として稼働する予定になっております。
特別問題ないと思っておりますので、よろしく願いいたします。
以上です。

委員 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第3号については、審査班に審査を付託したい
と思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場
合は、連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番から3番の3件、2班に4番から6番の3件、3
班に8番の1件、以上合計7件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

なお、審査が終わりしだい再開とします。

(休憩午後 1:57)

(書類審査)

(再開午後 2:10)

議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、運営内規に基づき、議案第2号、農地法第4条関係の5番、6番の
案件申請者から説明を求めたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、議案第2号5番、6番の案件申請者からの説明を求めます。
(議案第2号5番・6番申請者入場・着席)

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いいたします。

5番・6番申請者 ○○と申します。

申請内容といたしましては、○○の○○所有の農地になりますが、隣接してい
る市道との高低差がありまして、市道とほぼ同等の高さにして農地として使い
やすくしたいという要望で4条の申請を出させていただきました。現在黒土を
保管しまして、建設残土の土砂を入れて、最終的に上に黒土を戻しまして、農
地に復元という申請内容なのですが、3年ほど前に計画が完了している予定で

はございましたが、今回様々な事情がございまして、また今回申請という形にさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長 よろしいですか。

申請者の説明が終わりました。

質問のある方はお願いします。

11番。

11番委員 11番です。申請書によると、工事用の土砂の確保が遅れていると。もう長年やっていると思うのですが、土砂の確保は見通しはついておるのでしょうか。ちょっとお聞きします。

5番・6番申請者 確保はしております。前回どうして間に合わなかったかと申しますと、建設残土で確保したものがあのですけれども、実施者の距離的な問題ですとか、そういったものがございまして、確保していた土砂がより近い現場に流れてしまったという原因もございまして、どうしてもそれで後手後手になってしまってこちらの工事が遅れてしまったというのは一つの要因ですが、今回に関しては確保を間違いなくしておりますので、申請期間内に完了することは可能だということであります。

11番委員 見るところによると、現場見てきたのですが、深く掘ってあります。あの深く掘ったところにいろいろな土砂、いわゆる工業用の変な砂だとか石だとか混じったようなことはないですか。

5番・6番申請者 埋め土に関しては、環境課さん申請の下で、適正な土を入れる前に30項目の検査表、土の成分表ですとかどこから持ってきたかというのを含めまして、いわゆる合格されたものでないと入れられないということになっておりますので、いわゆる変なものですとか廃棄物ですとか、そういったものは入れない約束はもちろんですけれども、一応環境課さんのほうでも期間中はたまにパトロールをしていただいておりますので、そういったものはないように、そういう形になっております。

11番委員 工事完了することをお願い申し上げます。

5番・6番申請者 はい。

議長 14番。

14番委員 先日、現場調査行って見させていただきました。初めて見た場所なのでけれども、今回3回目の申請ということでしたが、今までに残土を入れて埋め立てたという様子がないような感じに見えておりますが、あの面積を埋めるとなる

と相当の台数入れなくてはならないと思うのですけれども、残された期限で何とかなるものなのですか。

5番・6番申請者 さすがに今回はこの申請期間内に終わらないと、現在入れたやつを全て出しまして、元の農地に戻すという約束がありますので、それは作業実施者も重々承知しておりますので、今回は間違いなく。もし許可をいただければというお話になりますが今年の11月15日までという期間内に、環境課さんとのやり取りもありますが、時間的には十分、通常でしたら間違いなく終わるような期間内ですので、間違いなく完了させますので。

14番委員 我々も経過観察させていただきますので、期間内に終わるようによろしく願いします。

議長 ほかにありますか。

17番委員 なければ17番から。どうもご苦労さまです。すみませんが、もう一度自己紹介をよろしいですか。本人様ではないですよ。聞こえなかったのですけれども。

5番・6番申請者 ○○事務所の行政書士補助者をやっています○○と申します。

17番委員 会社の方ではないのですね。申請者の直接の方ではない。

5番・6番申請者 違います。申請者の代理人。

17番委員 代理人さんですね。代理人さんに申請者に対して、これ全部議事録として残っておりますので、一般公開もしていますので、残り8か月ですよ。この間に必ず完了していただくように私のほうからも強くお願いいたします。本人も分かっていると思いますけれども、これで完了できないと元に戻さなければならぬ。その手間のほうが莫大な手間になってしまいますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。

5番・6番申請者 分かりました。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

どうもご苦労さまでした。

5番・6番申請者 よろしく願いします。

(議案第2号5番、6番申請者退出)

議長 ここで審査班の意見取りまとめのため、暫時休憩とします。

(休憩午後 2:19)

(意見取りまとめ)

(再開午後 2:20)

議長 それでは、会議を再開します。

それでは、議案第1号に対する書類審査結果について、審査班に報告を求めます。

2班。

2班班長 11番です。2班に付託されました議案1号、3条関係は、1番から3番の3件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議長 報告が終わりました。

これより議案第1号に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第1号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 8番です。議案第2号、農地法第4条の1班に付託されましたのは1番から3番の3件です。審査班で農地転用の許可基準により審査しました結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

以上です。

議長 3班。

3班班長 14番です。3班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、4番から7番の4件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全

て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長

報告が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。ありませんか。

委 員

なし。

議 長

なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第2号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員

挙手全員。

議 長

挙手全員であります。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長

8番です。議案3号、農地法第5条の関係で1班に付託されました案件は、1番から3番の3件です。審査班で農地転用の許可基準により審査しました結果、審査表に示したとおりであります。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

以上です。

議 長

2班。

2班班長

11番です。2班に付託されました議案第3号、農地法5条関係は、4番から6番の3件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

以上です。

議 長

3班。

3班班長

14番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、8番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長

報告が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。

委 員

なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。
これより議案第3号に対する採決を行います。
本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。
よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。
次に、日程第6、議案第4号、安中市登録空家等に付随する農地の指定申請についてを議題とします。
本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について。農地法第3条第2項第5号の規定により定める別段の面積の設定について、農業委員会の承認を求める。
令和5年2月27日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。
農地取得下限面積（別段の面積）、農地法施行規則第17条第2項の適用について。
1番、区域、安中市松井田町上増田字板ヶ沢2468—1ほか4筆。下限面積を1アールとします。
2番、区域、安中市東上秋間字山口990ほか1筆。下限面積を1アールとします。
以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

議 長 説明が終わりました。
本案について質問がありましたらお願ひします。よろしいですか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。
お諮りします。本案について農地の指定をすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。
よって、議案第4号、安中市登録空家等に付随する農地の指定申請については、原案どおり農地の指定をすることに決定しました。
次に、日程第7、議案第5号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とし

ます。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和5年2月27日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積計画は、議案書6ページ記載の26件です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしく願います。

議長 説明が終わりました。

本案について質問がありましたら願います。よろしいですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号、農用地利用集積計画の承認については原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定しました。

次に、日程第8、議案第6号、農用地利用配分計画の意見についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用配分計画（案）について、安中市長より下記のとおり提出され意見を求められたので、審議願いたい。

令和5年2月27日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用配分計画（案）は、議案書7ページ記載の1件です。

借受希望者に対する貸付けは適当と考えます。ご審議のほどよろしく願います。

議長 説明が終わりました。

本案について質問がありましたら願います。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

委員
議長

お諮りいたします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。
挙手全員。

挙手全員であります。

よって、議案第6号、農用地利用配分計画の意見については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。

以上で議案審議を全て終了しました。

これをもちまして令和5年第2回安中市農業委員会総会を閉会します。

慎重審議をいただきましてありがとうございました。

時に午後 2時32分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和5年2月27日

安中市農業委員会会長

4番委員

13番委員